

(公印省略)

令和4年5月12日

介護保険要支援・要介護認定申請をされる皆様へ

中間市保健福祉部介護保険課長

【重要】 新型コロナウイルス感染症に係る要介護4及び要介護5の要介護認定（更新申請分）の取扱いについて（お知らせ）

現在、新型コロナウイルス感染拡大により、面会禁止措置を実施している施設等、又は、感染を危惧し調査を拒否される場合において、従来の認定有効期間に新たに12ヶ月を合算する臨時的な取扱いを行っております。

しかしながら、認定有効期間満了日が令和4年7月31日から令和4年10月31日までの更新申請者の認定調査件数が著しく増加することが見込まれるため、すみやかな認定調査等の実施が困難な状況となっております。

つきましては、感染拡大防止及び認定調査時期の分散を図るため、施設等に入所中の割合が高い要介護4及び要介護5で下記の認定有効期間満了日の方は、更新申請書の提出を受けたうえで、認定調査を実施せずに従来の認定有効期間を4ヶ月間延長しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

●**対象者（※下記の認定有効期間満了日の方以外の取扱いについては変更ありません。）**

認定有効期間満了日	更新申請時の要介護度	取扱いの内容
令和4年 7月31日 令和4年 8月31日 令和4年 9月30日 令和4年10月31日	要介護4 要介護5	・更新申請書の提出： <u>必要（※更新認定申請書の同意欄は記入不要）</u> ・被保険者証の提出： <u>回収が困難な場合、添付不要</u>

【問い合わせ先】 中間市保健福祉部介護保険課

- ・申請に関すること :【保険係】 電話 093-246-6243/FAX 093-244-0579
- ・認定調査に関すること :【給付係】 電話 093-246-6283/FAX 093-244-0579